

令和5年 第3回

教育委員会定例会会議録

令和5年3月31日

中央区教育委員会

令和5年第3回教育委員会定例会会議録

開会日時 令和5年3月31日（金） 午後3時00分

場 所 中央区役所 8階 大会議室

出席委員 中央区教育委員会教育長 平林治樹
委 員 伊東佳子
委 員 渥美哲夫
委 員 坂本順子
委 員 小川将

説明のために出席した事務局職員

次 長 生島憲
庶務課長 俣野修一
学務課長 鷲頭隆介
学校施設課長 岡地貴志
指導室長 小林傑
教育支援担当課長 熊木崇
統括指導主事 清水浩和
統括指導主事 林修也
幼児教育担当専門幹 中島由美子
図書文化財課長 志賀谷優

書 記 中央区教育委員会事務局

教育行政推進係長 一瀬知之
教育行政推進係員 伊藤めぐみ

開 議 午後3時00分平林教育長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

教育長 平林治樹
委 員 坂本順子

- 日程第1 議案第11号
第四次中央区子ども読書活動推進計画の策定について
- 日程第2 議案第12号
中央区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第3 議案第13号
中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第4 議案第14号
中央区立いじめ問題対策委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第5 議案第15号
中央区個人情報の保護に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について
- 日程第6 議案第16号
中央区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について
- 日程第7 議案第17号
中央区教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第8 議案第18号
中央区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第9 議案第19号
中央区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第10 議案第20号
中央区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第11 議案第21号
中央区教育委員会幹部職員の人事について
- 日程第12 議案第22号
中央区立幼稚園長・副園長の人事について
- 日程第13 報告事項
各課事業報告について

次 長 議案第12号「中央区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第13号「中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第14号「中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」について、提案説明。

教 育 長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

坂本委員 ただ今ご説明いただきました内容によりますと、いじめ対策関係ですとか、不登校事案ですとか、そういったものを教育センターの方で包括的に見て一元化していくという、そういう流れと受け止めてよろしいでしょうか。

教育支援担当課長 これまでも教育センターの方で不登校や虐待などの対応をしておりましたので、いじめに関する事案も生活指導全般ということで、教育センターの中で対応することになってございます。

坂本委員 ありがとうございます。所管を1つに統一していく中で、いじめ、不登校の支援をさらに進めていただければと思っております。

教 育 長 ありがとうございます。ほかにご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでございますので、順次お諮りいたします。

まず、議案第12号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第15号、日程第6、議案第16号、日程第7、議案第17号は関連がありますので一括して議題といたします。議案第15号から議案第17号まで、それぞれ書記、朗読願います。

(書記朗読)

教 育 長 それでは、次長から提案説明をお願いいたします。

次 長 議案第15号「中央区個人情報の保護に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」、議案第16号「中央区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について」、議案第17号「中央区教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでございますので、順次お諮りいたします。

まず、議案第15号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第18号を議題といたします。

議案第18号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明願います。

次 長 議案第18号「中央区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでございますので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第19号を議題といたします。

議案第19号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第19号「中央区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第20号を議題といたします。

議案第20号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第20号「中央区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでございますので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第21号を議題といたします。

議案第21号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第21号「中央区教育委員会幹部職員の人事について」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。
それでは、ご質問がないようでございますので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第22号を議題といたします。

議案第22号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第22号「中央区立幼稚園長・副園長の人事について」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでございますので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、報告事項に入ります。日程第13、報告事項の(1)について報告願います。

次長 「令和5年第一回区議会定例会(2月議会)一般質問(概要)」について、資料1により報告。

教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

小川委員 質問が3点ございまして、まず、園児数の減少というところで、今後の将来的な見通しをお聞かせいただきたいというのが1点目でございます。

次に、校則の公開、見直し等なのですが、総論的にお答えいただいているのですが、個別の事情が何かおありだったのかどうか、それに対して対応なされたのかどうかというところをお伺いしたいというのが2点目です。

最後に、ICT教育の成果と課題というところで、今後の課題や改善例等々お聞かせいただければと思います。

学務課長 ではまず私から初めに、幼稚園の見通しということでご答弁させていただきたいと存じます。

幼稚園につきましては、令和5年度の新入園児という観点で申しますと、現時点で昨年と比較しまして、約40名弱の減となっているところでございます。ここ数年の新入園児の減少というのは少しずつ緩やかになっているのかなという認識でございます。

ただ、その一方で、いわゆる幼児教育保育無償化の影響が令和2年4月の園児から出ており、トータルで申しますと、200名ほど園児数としては減少しているということで、現時点では1,000名を多少超えるような数字になるかというところでございます。

そうした中でございますが、こちらの答弁の中でも申し上げておりましたとおり、近隣区の私立園におきましては、いわゆる預かり保育ですとか、給食の提供といった部分のサービスを活用して、そちらを魅力的に感じた保護者の方々が子ども達をこうした園に預けているということが見受けられるものでございますので、今後区におきまして、子育て支援策について総合的な施策を改めて検討する中で、幼稚園におきますこうしたサービスについての評価ということも俎上に上げていく必要があるものと認識しているところでございます。

指導室長

私からは、残りの2点についてお答えさせていただきます。

まず、校則の公開や見直しについてのご質問についてですが、個別に質問が来ている状況ではございません。

校則において大事なことは、やはり当事者である児童・生徒・保護者の方との共通理解を図ることであると考えており、校則に対して議論する場を設けるよう各学校に指導しているところでございます。

現在、中学校においては生徒総会等で校則の見直しを図っている学校もございますし、生活指導主任会の中で情報共有しながら、共通理解を得られる校則に変えていっているような状況です。

しかしながら、公の場で議論することを苦手とする児童・生徒もおりますので、誰もが意見を言えるよう学校によっては目安箱などを設置しています。

次に、2点目のICT教育の成果と課題についてでございます。令和3年度からタブレットを導入いたしまして、約2年がたちました。授業では活用がかなり進んでおりまして、協働的な学びでの授業で活用している場面というのでも我々もよく見ているところでございます。

現在、学習eポータルを導入し、子どもたちが、例えば分からないところを学び直す時や、自分が勉強したいところに対応できるようなドリルソフトを取り入れております。

こうしたソフトを学校の時間だけではなくて、家庭の時間でも活用し、それぞれの個別の学力が伸びる環境を整えています。今後は、デジタルシチズンシ

ップ教育も推進し、自分で考え、判断してタブレット端末を有効に使える自立した児童・生徒を育てていくということで進めているところでございます。

小川委員 ありがとうございます。園児数については、今後人口が増えていく中で施策についてもしなやかにご対応いただけるようお願いしたいと思います。

教育長 ほかにご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは次に、報告事項の(2)について報告願います。

庶務課長 「教育委員会への請願について」について、資料2により報告。

教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお伺いしたいと思います。

坂本委員 今、ご報告いただきました請願についてでございますけれども、こちらについてののお考えがあらればお聞かせいただければと思います。

指導室長 まず1点目の展示会の会場を増やしてほしいという要旨でございます。中央区は、この教科書展示の目的として、地域住民等が教科書に触れる機会を作り、評価や教科書について一般の理解を深めるということを目的としてございます。この一般の理解を深めるというところに重きを置いておりまして、質問があれば、教育の専門である指導主事が対応できる体制を取っております。

そうしたところから、これまでも教育センターの指導主事が対応をしてみました。今後、もし、会場を増やしたり、図書館にも展示するなど、土日も夜間も閲覧できるということになりますと、その専門性を有した指導主事をどう配置すべきか、また、人数を増やすのかなど、様々な検討が必要かと考えております。

2点目の教科書調査委員会の会議録についてでございます。

この調査委員会は中央区の教員で構成されておりまして、私たちどもとしては、自由な活発な議論を言っていただきながらまとめていただくということを重要視しております。

調査委員会でまとめたものについては、教科書審議会の中で報告をしており、その会議録の中で説明させていただいております。それぞれ教員は、様々な見方をするということがありますので、その中で、記録を作って公開となると、その議論の幅が狭まってしまうのではないかと懸念されることもあるので、現行どおりの方法で継続していきたいと考えます。

坂本委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほかにご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは次に、報告事項の（３）について報告願います。

学務課長 「中央区教育情報セキュリティポリシーの改定について」について、資料３により報告。

教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

小川委員 改定内容はよく理解できました。教職員の方も慣れていらっしゃる部分があると思うのでセキュリティの重要性も併せて、しっかりと周知、指導を図っていただければと思います。よろしくをお願いします。

教育長 ありがとうございます。ほかにご質問等ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の（４）について、各所管課長から報告願います。

学務課長 「意見・要望」の１件目、２件目について、資料４により報告。

学校施設課長 「意見・要望」の３件目について、資料４により報告。

図書文化財課長 「意見・要望」の４件目から６件目について、資料４により報告。

教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

伊東委員 質問の３９０番の少年野球チームの件ですが、利用ができるかどうかというところもさることながら、やはり対応のところで、以前から利用している団体は取得権益として認めるけれど、新規参入のスポーツ団体は認めないと受け止められてしまったというところが問題なのかと思います。

こういった形の回答でご納得いただけたのであればいいのですけれども、できましたら、やはり既存の団体だけではなく、新規の団体も分かりやすく利用できるように説明、並びにそういった情報の開示などができると良かったのかなと思いました。

学校施設課長 今回、このご意見をいただいた後に、学校施設開放の窓口となっているのが副校長先生でありますので、私が副校長会のほうに参加させていただきました。既存の団体だけではなく、新規の団体も受け入れていただくという願いをしつつ、改めて利用のルールを周知させていただき、指導したところがございます。

伊東委員 ありがとうございます。今後もよろしくお伺いいたします。

教育長 ほかにご質問ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の日程は終了いたしますけれども、委員の皆様からご意見等ございましたら、お伺いいたします。

（「なし」の声あり）

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の委員会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

午後3時43分 教育長閉会宣言
署名委員